

令和3年度 第3回 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金専門部会

日時： 令和3年10月25日（月）

会場： 新潟労働基準監督署 会議室

（事務局）

ただいまから第3回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公益委員の小林委員が所用のため欠席されておりますけれども、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行を、部会長にお願いいたします。

（部会長）

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

今日は、事務局からの資料はございませんので、早速、最低賃金改定の審議に入りたいと思います。

まずは、前回の専門部会の確認をいたしますが、前回の専門部会では、労働者側から25円引き上げの945円、使用者側からは1円引き上げの921円のご提示がございました。よって合意を見るに至りませんでしたので、改めて金額についてご検討くださるよう、双方にお願いをしておりました。最初に、本日は労働者側委員から金額提示をもう一度お願ひいたします。

（田辺委員）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、労働者側から金額のお話を少しさせていただきたいと思います。前回の第2回から今日までの間、県外の状況ですとか色々検討もしてまいりました。ただ、他県の状況というのは、なかなか今はまだ、スケジュール的に新潟が最初だということで、状況がとれないところです。特定最低賃金のランクはあまり関係ないのですけれども、Cランクでいうと福岡が18円増額の959円で結審しているということです。あとは他県の専門部会で行っている内容をいろいろ聞きますと、労働者側、使用者側、いろいろな額が提示されているということも参考にさせてもらったのと、それから、今、新潟県内の自動車業界の状況などをいろいろ加味しながら検討してまいりました。

今、新潟県内の自動車産業の状況は、少しずつというか、上向きの状況にはあるのでしょうけれども、何度もお話ししているようにあまりよくないという状況の中で、2019年の水準にはまだ戻らないというところと、ともすると2018年の水準にも少し厳しいのではないかという状況の中で推移しているところを考え、2018年の結審の額が21円、2019年が22円の増額というところを考えますと、大体その辺の金額が現実として妥当な部分ではないのかというところを考えます。今回は25円の額提示をさせていただいておりましたけれども、20円くらいが実際の今の状況等を加味すると、一番、現実的な金額ではないかということで結論を出させていただきました。

ですので、20円増額の940円ということで、ご検討いただきたいと思っておりますし、また、この20円は地域別最低賃金との優位性というところも計算しますと、約1.1というところは確保できるのかなということで、この20円増額の940円ということをお願いしたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。労働者側からは、20円引き上げの940円ということのご意見でした。ありがとうございます。

引き続きまして、使用者側からご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

(瀬戸委員)

他県の状況がまったく掴めていなかただったので、この前も言いましたように、他県の状況によってということで考えていますので、少し相談させてください。

(部会長)

承知いたしました。ありがとうございます。

(瀬戸委員)

今現在としては、福岡だけですか。どうなのですか。決まったのですか。

(部会長)

事務局から説明をお願いしていいですか。

(木南委員)

福岡はまだあれですよ。異議申し立て中であって、決まったわけではないですよ。先ほど、田辺委員からの情報提供がありましたけれども、その情報について、事務局としては把握しているのですか。異議申し立て中は、確認すれば分かりますから。

(事務局)

もちろん異議申し立ては含んでの数字かと思えますけれども。

(木南委員)

公示はされているから、公表はされている数字なわけですね。

(事務局)

専門部会で公示された数字ということです。

(瀬戸委員)

もう一度確認していいですか。

(田辺委員)

福岡は、18 円増額の 959 円です。今、私の手元にある自動車小売(新車)の部分でいきますと。

(部会長)

少し共有してみてください。

(田辺委員)

言ってもいいでしょうか。

(事務局)

労働者側から情報提供できるのであれば、していただければいいのだけれども。

(部会長)

そうですね。今、福岡の件だけ。

(田辺委員)

はい。ただ、結審しているかどうかというのは何とも言えない部分ではあるのですけれども、ただ、本部から発信されている額でいきますと、自動車小売りと、(新車)が入りますけれども、福岡が今言ったように 18 円増額の 959 円、大分が 24 円増額の 872 円、鹿児島が 25 円増額の 872 円です。ただ、この自動車小売りだけを見ますと、宮城県が 27 円増額の 918 円、埼玉が 26 円増額の 988 円、大阪が 28 円増額の 993 円という状況になっています。

(木南委員)

これは、労働者側の要求額ではなくて、結審したという情報なわけですね。

(田辺委員)

そうですね。一応、手元には「結審状況」と書いてはあります。ということで発信されています。

(瀬戸委員)

大阪などは、もう最低賃金が 992 円だから、それに引きずられている話ですよ。

(田辺委員)

ですので、ランクでいきますと、Aランクはやはりもっとそれ以上いくのでしょうし、Dランクは地域別最低賃金との差を詰めようとなっている傾向にはあるようです。

(部会長)

そうしましたら、使用者側は、今ご提示のあった、情報共有のあった金額を含めて、もう一度相談という形でよろしいですか。

(瀬戸委員)

はい。

(部会長)

他にご質問等はございますか。

(瀬戸委員)

それでは、今のものを参考に少し検討させてください。

(部会長)

では、少しご相談の時間を要するということですね。

それでは、現在のところ、労働者側から 20 円引き上げの 940 円ということで、使用者側からは今の情報提供を踏まえて少し金額を相談したいというお申し出がありましたので、ここから個別折衝に入ります。まずは労働者側から個別折衝に入りたいと思います。それでは、使用者側は控室で話し合いという形をとりたいと思いますので、控室へのご案内をお願いします。それでは、休憩に入ります。

(事務局)

それでは、控室のご案内をします。労働者側委員の方におかれましては、先回と同じになります。この監督署 2 階の相談室 2 になります。使用者側委員の方におかれましては、これもまた先回と同じ 3 階の情報公開室になりますので、ご案内させていただきます。

(個別折衝)

(部会長)

それでは、審議を再開いたしたいと思います。

本日は、最終的には、労働者側は 18 円引き上げの 938 円、使用者側は 14 円引き上げの 934 円まで歩み寄りいただきましたが、金額の一致を見るに至りませんでした。これを受けて、次回、第 4 回の専門部会を開催することといたしたいと思います。今、日時を確認しておりましたが、もう一度確認いたします。次回、第 4 回の専門部会は、11 月 1 日 (月) の 10 時半からということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。もう一度言います。11 月 1 日 (月) の 10 時半から、第 4 回の専門部会を開催することといたします。

次回は、全会一致での結論となるよう、ご検討をよろしく願います。

それでは、本日は終了といたしますので、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは田辺委員、使用者側からは小林委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

(事務局)

改めまして、次回の第4回の日時を確認させていただきます。次回、11月1日(月)10時半から、場所はこの同じ場所で考えています。よろしく申し上げます。